

鋸南町未来へ繋ぐ森林環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 森林の有する多面的機能を発揮するため、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠となっている。

しかし、山村地域では、過疎化、高齢化が進み、林業の不振や森林の手入れを行う地域住民が減少している事から適切な森林整備等が行われていない実態があり、適正な管理が求められている。

そのため、鋸南町内の森林環境整備等を目的として、地域住民が活動を行う事業(以下「事業」という。)に対し、予算の範囲内において鋸南町未来へ繋ぐ森林環境整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては鋸南町補助金等交付規則(昭和51年鋸南町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の基準)

第2条 この補助金は、鋸南町内の森林環境整備等を目的とした事業を行う場合において、その事業に要する経費に対し、別表に定める基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は事業内容を記した申請書を提出しなければならない。
- (2) 事業の内容を変更するときは町長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

い。

(5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿にその証拠書類を事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付申請書)

第4条 規則第3条の規定による申請書は様式第1号に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(通知)

第5条 町長は、前条及び次条の規定に基づく申請について、規則第4条の条件に適合すると認めるときは、様式第3号又は様式第7号により通知するものとする。

(変更(中止・廃止)承認申請書)

第6条 申請者は、補助金の交付決定後に変更(中止・廃止)を申請しようとする場合には、様式第4号による補助金変更(中止・廃止)承認申請書を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 申請者は、事業完了後14日以内に様式第5号により提出しなければならない。

(完了検査)

第8条 町長は、前条の規定に基づく実績報告書の提出があった場合は、速やかに検査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、第8条の実績報告に係る補助事業が適当であると認めた

時は、規則第13条の規定により額の確定を行い、様式第6号により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。